

佐世保線等整備検討委員会設置要綱

平成30年8月27日時点

(目的)

第1条 九州新幹線(長崎ルート)(以下「長崎新幹線」という。)は、いわゆるアセスメントルート案を変更し、当面、福岡市～武雄市間は在来線を活用し、武雄市～長崎市間は建設路線の延長を極力短縮しつつ新幹線鉄道規格新線を建設し、これにスーパー特急を設定することとなったが、アセスメントルート案の重みを認識し、「九州新幹線(長崎ルート)等の整備に関する基本的考え方(平成4年11月)」を踏まえつつ、長崎新幹線の建設を軸として、佐世保線及び大村線の輸送改善を図るための整備方策等について協議するため、佐世保線等整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、別表1に掲げるものをもって構成する。

2 座長は、委員の互選により選出する。

(幹事会)

第3条 委員会の下部組織として幹事会を設置することとし、幹事は、別表2に掲げるものをもって構成する。

2 座長は、幹事の互選により選出する。

(学識経験者等)

第4条 委員会及び幹事会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聞くことができる。

(協議事項)

第5条 委員会及び幹事会は、佐世保線及び大村線の輸送改善を図るための整備方策、工事費及び効果並びにこれらの施策を実施するための費用負担及び財源等について協議する。

(委員会及び幹事会の開催)

第6条 委員会及び幹事会は、随時開催することとし、招集は座長が行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、長崎県企画振興部新幹線・総合交通対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成5年9月3日から施行する。

この要綱は、平成8年8月20日から施行する。

この要綱は、平成10年3月19日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年7月13日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年6月22日から施行する。

この要綱は、平成14年6月21日から施行する。

この要綱は、平成16年6月22日から施行する。

この要綱は、平成17年8月3日から施行する。

この要綱は、平成18年6月21日から施行する。

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

(別表1)

委員会

長崎県副知事、佐世保市長、JR九州取締役専務執行役員総合企画本部長

(別表2)

幹事会

長崎県企画振興部長、佐世保市企画部長、JR九州新幹線計画部長

幹事の出席が困難な場合は、代理出席も可とする。